

1

令和4年第2回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議案

令和4年7月29日

議 事 日 程

令和4年7月29日
午前10時00分開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 選第 1 号 副議長の選挙
- 第 5 認第 1 号 令和3年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 6 認第 2 号 令和3年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 第 7 認第 3 号 令和3年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 第 8 認第 4 号 令和3年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 9 認第 5 号 令和3年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 第 10 認第 6 号 令和3年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計 歳入歳
出決算の認定について
- 第 11 認第 7 号 令和3年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計 歳入歳出
決算の認定について
- 第 12 議第 1 号 東濃西部広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する
について
- 第 13 一般質問

選第 1号

副議長選挙について

本組合副議長選挙を行うものとする。

令和4年7月29日提出

東濃西部広域行政事務組合議会
議長 水野 哲男

認第 1号

令和3年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和3年度東濃西部広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年7月29日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 2号

令和3年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和3年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年7月29日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 3号

令和3年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和3年度東濃看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年7月29日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 4号

令和3年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和3年度東濃西部少年センター事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年7月29日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 5号

令和3年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和3年度東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年7月29日提出

東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 6号

令和3年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和3年度東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年7月29日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

認第 7号

令和3年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和3年度東濃西部地域消費生活相談事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年7月29日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古川 雅典

議第 1 号

東濃西部広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正するについて

東濃西部広域行政事務組合個人情報保護条例（平成 17 年組合条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 7 月 2 9 日提出

東濃西部広域行政事務組合

管理者 多治見市長 古 川 雅 典

東濃西部広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

東濃西部広域行政事務組合個人情報保護条例（平成17年組合条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。